

令和2年2月市議会 教育厚生委員会資料

第17号議案 令和2年度長崎市介護保険事業特別会計予算

目次

- 1 介護保険法施行令の改正に伴う長崎市介護保険条例
の改正 1～2 ページ

福 祉 部

令和2年2月

1 介護保険法施行令の改正に伴う長崎市介護保険条例の改正

(1) 低所得者の介護保険料軽減強化の概要

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、消費税を財源とした公費を投入することで低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みが設けられ、消費税率8%への引上げに伴い第1段階の保険料の乗率を0.5から0.45へ引下げ、平成27年4月から実施しているところであるが、令和元年10月から消費税率10%への引上げが実施されていることに合わせて、国から新たな軽減乗率を定める介護保険法施行令の公布が予定されており、同令の交付後、保険料率を定めている条例を改正する必要がある。

(2) 低所得者の第1号保険料軽減強化の段階的な実施に係る内容

ア 第1段階について令和2年度における保険料基準額に対する割合を、0.375から0.3に軽減する。

※平成27年4月から一部実施し、割合を0.5から0.45に軽減し、平成31年4月から割合を0.45から0.375に軽減している。

イ 第2段階について令和2年度における保険料基準額に対する割合を、0.625から0.5に軽減する。

※平成31年4月から一部実施し、割合を0.75から0.625に軽減している。

ウ 第3段階について令和2年度における保険料基準額に対する割合を、0.725から0.7に軽減する。

※平成31年4月から一部実施し、割合を0.75から0.725に軽減している。

(年額)

	第1段階 (乗率)	第2段階 (乗率)	第3段階 (乗率)
平成30年度 (前年度)	36,700円 (0.45)	61,200円 (0.75)	61,200円 (0.75)
令和元年度 (現行)	30,600円 (0.375)	51,000円 (0.625)	59,200円 (0.725)
平成30年度との差	△6,100円 (△0.075)	△10,200円 (△0.125)	△2,000円 (△0.025)
令和2年度 (改正案)	24,500円 (0.3)	40,800円 (0.5)	57,200円 (0.7)
令和元年度との差	△6,100円 (△0.075)	△10,200円 (△0.125)	△2,000円 (△0.025)

保険料基準額：年額81,600円 (第5段階)

(3) 施行期日

令和2年4月1日 (予定)

介護保険法施行令の改正	政令の公布	令和2年3月末 (予定)
	政令の施行期日	令和2年4月1日 (予定)

(参考) 所得段階別の介護保険料

所得段階	対象者要件	平成30年度保険料		令和元年度保険料		令和2年度保険料		対象者人数	対象者割合
		乗率 (対基準額)	年額	乗率 (対基準額)	年額	乗率 (対基準額)	年額		
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税 ・世帯員全員が市民税非課税で、かつ本人の前年中の課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下	0.45 (標準0.5)	36,700円	0.375	30,600円	0.3	24,500円	32,973人	24.5%
第2段階	世帯員全員が市民税非課税で、かつ本人の前年中の課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下	0.75	61,200円	0.625	51,000円	0.5	40,800円	12,034人	8.9%
第3段階	世帯員全員が市民税非課税で、かつ本人の前年中の課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が120万円を超える	0.75	61,200円	0.725	59,200円	0.7	57,200円	11,392人	8.5%
第4段階	本人は市民税非課税だが他の世帯員の誰かが市民税課税で、かつ本人の前年中の課税年金収入額及び合計所得金額が80万円以下	0.91	74,200円	0.91	74,200円	0.91	74,200円	16,635人	12.4%
第5段階 (基準)	本人は市民税非課税だが他の世帯員の誰かが市民税課税で、かつ本人の前年中の課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円を超える	基準額 (月額)	81,600円 (6,800円)	基準額 (月額)	81,600円 (6,800円)	基準額 (月額)	81,600円 (6,800円)	13,491人	10.0%
第6段階	本人が市民税課税で、かつ前年中の合計所得金額が125万円未満	1.16	94,600円	1.16	94,600円	1.16	94,600円	18,152人	13.5%
第7段階	本人が市民税課税で、かつ前年中の合計所得金額が125万円以上200万円未満	1.25	102,000円	1.25	102,000円	1.25	102,000円	16,077人	12.0%
第8段階	本人が市民税課税で、かつ前年中の合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.5	122,400円	1.5	122,400円	1.5	122,400円	7,051人	5.2%
第9段階	本人が市民税課税で、かつ前年中の合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.75	142,800円	1.75	142,800円	1.75	142,800円	2,565人	1.9%
第10段階	本人が市民税課税で、かつ前年中の合計所得金額が400万円以上	2.00	163,200円	2.00	163,200円	2.00	163,200円	4,201人	3.1%